

フルハーネス型安全帯使用作業 特別教育ご案内

青森労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称：建災防)

1. 目的

平成30年6月、労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生教育規程等の一部を改正する告示により、本教育の適用日が平成31年2月1日からは「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が本教育の対象となりました。

当支部では、事業者に代わって受講を希望する者を対象に本教育を実施いたしますので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

2. 受講対象者

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に従事する者。

※足場の組立て等作業主任者を修了されている方であっても本教育の受講の省略対象にはなりません。

3. カリキュラム ※計6時間教育

【学 科】

- ① 作業に関する知識 (1時間)
- ② 墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。)に関する知識 (2時間)
- ③ 労働災害の防止に関する知識 (1時間)
- ④ 関係法令 (0.5時間)

【実 技】

- ⑤ 墜落制止用器具の使用方法等 (1.5時間)

【注意】 各自フルハーネス型安全帯をご持参してください。

なお、受講者同士の貸し借りは、原則不可としますが、ご準備が難しい方はご相談ください。

4. 申込方法等

- (1) 受講申込書（所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。）
- (2) 写真 1 枚（胸上タテ 3 cm×ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影し無帽・無背景のもの。）
- (3) 受講料（前納制です。当支部の窓口か、現金書留か、お振込みにて納付すること。
お振込みの場合は、申込書を送付する際に「〇月〇日振込」とメモすること。）

現金書留で送られる方へ

申込書を折り曲げ書留封筒に同封で構いません。

令和 4 年 10 月郵便法改正により、普通郵便の到着が翌々日になり書留だけが先に届き、受付が 1 日延びます。申込書の枚数が多い以外は同封にてお願いします。

窓口へ来所の方へ

お支払いの際はお釣りの無いようにお願いいたします。

お振込み

青森銀行 新町支店 普通 3071963
建設業労働災害防止協会 青森県支部 支部長 山田 幸一

受講票の送付について

お振込にてお申込みの方には、お振込み確認後に受講票を FAX いたします。
現金書留にてお申込みの方には、受講票を領収書と一緒に郵送いたします。

- (4) 1 回あたりの受講定員は 40 名程度とし、講習開始の 7 日前までにお申込みください。また、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承ください。

※受講定員に満たない場合は中止になる場合もございますので、申込者数を把握する為にお申込み前にお電話をください。

（開催が決定後、お申込みをお願いします。）

コロナウイルス感染防止対策として

- ・発熱等の症状がみられる場合には、受講をご遠慮ください。
（次回受講可能な日に振替又は、受講を見合わせる場合は受講料を返金いたしますので事務局までご連絡ください。）
- ・マスクの着用をお願いいたします。
- ・講習会場に入るつど、手洗い・アルコールでの手指消毒にご協力ください。
- ・状況悪化等によるコロナウイルス感染防止対策の為、中止及び延期になる事もございます。

5. 受講料

	受講時間	計	内 訳	
			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)
会 員	6 時間	8,810 円	8,000 円	810 円
非会員		9,900 円	9,000 円	900 円

※当支部では教育効果を考慮し、講習科目の一部省略は行いません。

6. 開催日時及び会場

日 時：令和5年3月8日(水) 9:00～16:10

会 場：青森県建設会館 6階「大会議室」(青森市安方二丁目9-13)

7. 修了証

本教育を修了された方には、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育修了証」を即日交付いたします。

8. その他

- (1) 開講1週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。
(発熱等の症状がみられる場合には、受講をお控えいただくようお願いいたします。その場合、特例措置として、受講料を返金いたしますのでご連絡ください。)
- (2) 受講申込書は、支部及び各地区の分会又は当支部ホームページにて入手できます。 建災防 青森県支部 (<http://www.ao-kensaibou.com/>)
- (3) 開催の日時及び会場については、お間違いのないようご注意ください。
- (4) 受講当日は、時間厳守といたします。
※業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中の居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了証を交付できません。
- (5) 講習では当会館駐車場は利用できませんので、近隣の有料駐車場をご利用ください。(自己負担となります。)
なお、近隣有料駐車場が満車の場合もございますので時間に余裕をもってお越しください。向かいのコンビニへの無断駐車は禁止です。

9. お問い合わせ・申込み先

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部

〒030-0803 青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館 1F

TEL 017-773-6200 FAX 017-773-6201

